

業務指示書

マラウイ国地下水開発及び無収水対策能力強化計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地下水開発及び無収水管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水道計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：マラウイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 無収水管理】

- 1) 類似業務の経験：無収水管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：マラウイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地下水開発】

- 1) 類似業務の経験：地下水開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：マラウイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月9日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MWK1 = 0.154410 円, US\$1 = 111.313000 円, EUR1 = 121.453000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時で電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水道計画
無収水管理
地下水開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.60 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月23日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等
 - ③ 業務従事予定者の経験・能力
 - ④ 若手育成加点*
 - ⑤ 価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

マラウイ国地下水開発及び無収水対策能力強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水道計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 無収水管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地下水開発	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

マラウイ国の首都リロングウェ市は、人口増加率が4.3パーセント（1998年と2008年の国勢調査より算定）と全国平均の2.8パーセント（同）に比べて高く、水需要の増加が著しい。この結果、水需要量（約135,000m³/日）は水資源量（97,700m³/日）を大きく上回っている。加えて、配水管の施工不良等に起因する漏水や水道メータの誤読等により請求対象とならない水（無収水）の比率が生産水量の36パーセント（2015年）と高いため、水需給バランスはさらに悪化している。このような状況を受けて、一日当たりの給水時間は、2010年までは24時間であったが、水需要量の増加や無収水率の悪化等の要因により、2011年は22時間、2012年は20時間と減少傾向にある。特に2016年は水不足が深刻で、2016年4月から8ヵ月間に渡って市内の配水量を例年の半分に抑えることを余儀なくされた。その結果、断水は週に3日に及び、市民生活及び首都の行政機能・産業への影響が広がった。また、リロングウェ市以外についても、特に村落における水事情は深刻で、村落部の人口の30パーセントに相当する300万人が安全な水にアクセスできていない。

このような中、マラウイ政府は「マラウイ国家成長・開発戦略 2012-2016」（MGDS II）の中で9つの重点分野の一つに水資源開発を位置付けているものの、リロングウェ市における新たな水資源開発計画は資金確保等に苦慮して必ずしも順調には進んでいない。このため、リロングウェ水公社（LWB）は、既存水源を最大限活用することとし、「LWB Strategic Plan 2015-2020」において、無収水率を2020年までに28パーセントに削減することを目標に取り組んでいる。他方、水資源を地下水に依存する村落部については、被圧帯水層を対象とした地下水開発が計画されているものの、農業・灌漑・水開発省及び民間企業は50m以深を掘削可能な機材を保有していないため開発が滞っている。

このような状況の中、マラウイ政府は、地下水開発及びリロングウェ市における無収水管理のための機材整備に係る無償資金協力要請の意向を示した。これを受けて、本調査は、要請が見込まれる整備機材について、必要性及び妥当性を検討した上で、無償資金協力として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

マラウイ政府の協力依頼内容を踏まえた現時点で想定されるプロジェクト概要を以下に示す。なお、本プロジェクトに関して、マラウイ政府による正式要請書は現時点では提出されていない。

(1) プロジェクト目標

首都リロングウェ市及び村落部を対象として、無収水管理及び地下水開発に係る機材の整備を通じて、首都の水利用効率改善及び村落部の飲料水増加のための体制強化を図り、もって同地域の安定的な水供給に寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) リロングウェ水公社の無収水管理能力が向上する。
- 2) 農業・灌漑・水開発省の井戸掘削能力が向上する。

(3) プロジェクト内容

1) 機材等

【機材】 流量計 (115 個)、プリペイド式水道メータ (6,130 個)、水道管理設機材、漏水探知機材、50m 以深対応掘削リグ (1 台)。(数量・仕様等の詳細は、協力準備調査結果を踏まえて決定する)

2) ソフトコンポーネント

調達機材の維持管理等

(4) 対象地域

リロングウェ市及びマラウイ全国

(5) 関係官庁・機関

実施機関：リロングウェ水公社 (Lilongwe Water Board (LWB))、農業・灌漑・水開発省 (Ministry of Agriculture, Irrigation and Water Development)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他開発パートナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

JICA は、開発計画調査型技術協力「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」(2012 年 3 月～2014 年 12 月) を実施するとともに、農業・灌漑・水開発省に「水資源アドバイザー」(2016 年 1 月～2018 年 1 月) を派遣し、同マスタープランに記載された事業の形成を支援中。

2) 他開発パートナー等の援助活動

リロングウェ水公社は、オランダの民間企業 Vitens Evides International (VEI) と 2015 年 7 月から 4 年間の性能規定型契約 (Performance Based Contract) を締結し、主にリロングウェ市北部地域の無収水管理を含む技術支援を受けている。

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

受注者は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、及び、②報告書案をマラウイ側関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査、の合計 2 回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

(3) 正式要請書提出の促進

本事業について、マラウイ政府は我が国に要請する意向を示しているものの、正式要請書は日本政府に送付されていない。本事業を実施するためには、本調査期間中に正式要請書が、マラウイ政府から日本政府に提出されることが必要となる。受注者は、要請書提出が促進されるよう、両国関係者と連携しつつ調査を進めることが求められる。

(4) 機材内容の精査

機材の内容（種類、仕様、数量等）については、妥当性や有効性、持続可能性等を本調査の中で改めて検討する。それらの検討を踏まえて、マラウイ側の合意が得られた場合は、必要に応じて機材内容の変更、追加を検討する。また、機材の種類及び仕様等は、複数候補の比較検討を十分に行った上で決定する。

ア) 地下水開発機材

我が国はマラウイ政府に対して過去 30 年間で 6 台の井戸掘削リグを整備しており、それら過去に整備したリグの稼働及び維持管理状況・計画、稼働上の課題・教訓等を十分に確認する。併せて、本プロジェクトで想定する掘削リグが過去に整備済みのものより深く掘削可能なものを想定していることを踏まえて、水理地質情報や地下水開発計画、財務状況、運転・維持管理体制、交換部品供給網等を確認し、妥当性や有効性、持続可能性等を十分に検討する。この観点から、井戸掘削に伴い必要となるケーシング等の資材や、井戸の維持管理用リグ等の関連資機材の必要性も検討する。また、持続可能性の検討に当たっては、整備される機材そのものだけでなく、井戸及び井戸に付帯するハンドポンプ等給水施設の運転・維持管理体制についても確認する必要がある。なお、本プロジェクトは、機材整備が目的であるため、井戸掘削工事は含めない。

イ) 無収水管理機材

リロングウェ市の無収水管理については、現在、JICA が「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」の形成準備中であるとともに、オランダの民間企業 Vitens Evides International (VEI) が 2015 年 7 月から 4 年間の性能規定型契約 (Performance Based Contract) をリロングウェ市水公社と締結し、主にリロングウェ市北部地域の無収水管理を対象とした技術支援を行っている。これら技術協力との相乗効果を図るため、上記 JICA プロジェクト詳細計画策定調査で作成予定の「更新優先順位の高い機材リスト」(2017 年 7 月上旬に取りまとめ予定) や、JICA 及び VEI による技術協力を十分に考慮して本プロジェクトの内容を検討する。この観点から、機材内容の検討にあたっては、現在想定している機材だけでなく、流量調整弁やその他無収水管理に必要な機材を包括的に検討する。なお、本プロジェクトの中にソフトコンポーネントを含む場合は、上記技術協力の活動時期を踏まえて内容、対象者、スケジュール等を検討すること。

対象機材候補とされているプリペイド式水道メータは、料金徴収率の向上を目的に、リロングウェ水公社が政府機関や学校、宿泊施設等の大口水利用者に対して優先的に設置することを計画しているもので、現時点では導入実績が無い。設置対象施設・区域の選定や同施設・区域における水利

用者の意向を十分に把握するとともに、据付工事の実施と先方負担事項の範囲についても確認する必要がある。

(5) 既存情報の有効活用

2017年6月に実施予定の「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査」では、今後5年程度の期間に更新・新規整備の優先度が高い機材の概要（仕様、数量、価格、設置時期、調達方法等）を整理予定である。また、リロングウェ市水公社は、「リロングウェ水公社戦略計画 2015-2020」、「無収水削減戦略」、「優先投資プログラム」等の計画・戦略を策定済みである。本調査では、これら既存の成果品・計画等を最大限活用し、事前準備作業の段階で機材更新・整備計画を予め想定しておくことで、調査の効率化、迅速化を図ることとする。

(6) 既存施設の状況把握

プロジェクト終了後の持続可能性を勘案し、プロジェクトで調達する機材は、可能な限り据付工事を含めることを想定する。このため、機材設置位置周辺の地下埋設構造物については、施設台帳図等の既設情報との整合性を確認し、プロジェクトにおける設計変更に係るリスクの大きさを把握する。プロジェクトスコープは、これらリスクの内容及び大きさを十分勘案した上で決定する。

(7) 水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト

JICAは、開発計画調査型技術協力「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」（2012年～2014年）により、マラウイの国家水資源マスタープランの策定を支援した。本プロジェクトの妥当性及び実施意義を検討する際は、同マスタープランにおける各種分析結果や将来的な優先事業を参考にする。

(8) 設計基準

機材の設計は、マラウイ政府の設計基準に準拠することを基本とする。ただし、マラウイ政府の設計基準が適切ではないと判断される場合は、日本もしくは国際的な基準を参照する。成果品には、機材ごとに、各設計基準値及び採用値並びに採用理由を記載する。

(9) 実施体制

現時点で想定している機材は、地下水開発と無収水管理の二種類に大別される。それら機材の運用組織が異なる可能性があるため、機材整備先及び実施機関、並びに贈与契約（Grant Agreement (G/A)）署名者等の実施体制や調達方法については、プロジェクトの効果や持続可能性等を十分に検討した上で決定する必要がある。

(10) 環境社会配慮

本事業は、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づくカテゴリー分類はCと位置付けられている。

6. 業務の内容

以下に示す業務内容を参照した上で、効率的な調査方法・工程をプロポーザルにて具体的に提案すること。また、現地調査及び準備調査報告書（案）説明調査の前後に対処方針会議、帰国報告会に参加し、対処方針の説明や現地調査報告を行う。

【国内準備】

(1) インセプション・レポートの作成

ア) 関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。

イ) 上記ア)を踏まえて、インセプション・レポート（英語）、現地調査時の発表用資料（英語）、質問票（英語）を作成する。

【現地調査】

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査方針・計画、便宜供与依頼事項等）をマラウイ政府関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。

(3) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

ア) 対処方針を踏まえて先方関係者と協議を行い、プロジェクトの背景、目的、内容を確認する。

イ) 地下水開発及び水供給に係る法制度、国家政策、戦略、開発計画、事業計画の内容、持続可能な開発目標（SDGs）に係る計画及び、それらの進捗状況、並びに、JICAによる開発計画調査型技術協力「マラウイ国水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」の成果品等を確認し、本事業の位置付けを整理する。

ウ) 上記ア)及びイ)を踏まえて、プロジェクトの必要性、裨益効果等の観点から無償資金協力としての妥当性を検証する。

(4) 実施機関の要望及び関連計画の確認

プロジェクトの内容について、実施機関による要望や優先順位を改めて確認する。併せて、実施機関が策定した施設または機材更新に係る各種計画（施設更新計画、機材更新計画等）等の内容を調査する。

(5) 既存施設・機材の現状把握調査

ア) 地下水開発

農業・灌漑・水開発省及び民間事業者が保有する地下水開発及び井戸維持管理機材について、部署（事業者）別の保有数量、調達時期、仕様、稼働状況、維持管理体制・状況、劣化状況、法的耐用年数を調査する。

イ) 無収水管理

リロングウェ水公社が管理する主な既存水道施設（取水施設、浄水場、送配水施設、給水装置）及び機材について、設置年、構造・仕様、稼働状況、維持管理体制・状況、劣化状況、法

的耐用年数等を調査する。

(6) 運営・維持管理状況調査

ア) 関係機関の責任分担

地下水開発及び井戸維持管理並びに水道事業に係る関係機関と各機関の責任分担を調査する。地下水開発については、民間事業者への委託状況（発注者、掘削深度ごとの箇所数、委託費用、業務範囲等）についても確認する。水道事業については、道路下の管路施設に機材を設置する場合の道路管理者と水道管理者の責任分担、給水装置の維持管理区分についても確認する。

イ) 実施機関の能力

実施機関の組織・運営体制、財務状況（直近5年間程度の損益計算書、貸借対照表等）、予算配賦・執行状況、業務分掌、人員配置、組織規程、スタッフの技術水準等を確認する。この際、「途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック」（2010年6月）を活用する。本検討には、配水量管理、漏水探知等を含めた無収水管理の取り組み状況、課題の整理を含める。

ウ) 既存施設の状況

既存施設の能力及び建設・敷設状況等を確認する。管路施設を含めた地下構造物について、施設台帳との整合性を十分に確認することとし、特に、プロジェクトで予定している機材設置位置周辺の確認は必須とする。

エ) 課題の整理

運営・維持管理上の課題（技術面、財務面）がある場合にはこれを整理し、必要な初期操作指導、運用指導、ソフトコンポーネントについて検討する。

(7) リロングウェ市簡易水道計画の作成

リロングウェ市における簡易水道計画を作成し、施設・機材整備に係る優先順位を整理する。同計画は、プロジェクトのスコープ検討及び妥当性の精査を目的とした簡易な内容とする。このため、既存の関連計画、調査結果等を最大限活用することとし、自然条件等を新たに調査することは想定しない。計画作成における参考情報及び主な検討項目は以下のとおり。

ア) 参考情報

- a) 実施機関の要望
- b) 関連計画・戦略
- c) 既存施設・機材の現状把握調査結果
- d) 運営・維持管理状況調査結果
- e) 他事業の内容（JICA及び他開発パートナーによる協力）

イ) 主な検討項目

- a) 計画目標年次（基準年から5～10年後程度を想定）
- b) 計画給水区域
- c) 水需要予測及び計画給水量（計画給水人口、計画給水原単位、負荷率等）
- d) 取水可能量及び計画取水量

- e) 無収水管理計画（体制、業務の優先順位、実施工程、機材計画等）
- f) 施設・機材整備計画（更新・整備の優先順位、実施工程、仕様、概算金額等）
- g) 運営・維持管理計画（運転・維持管理体制、財務収支等）

(8) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- ア) 現地における資機材の消耗品・スペアパーツ等の調達事情について調査する。
- イ) 現地調達に係る関連法制度、本邦調達、第三国調達を行う場合の通関手続き等について調査する。
- ウ) 免税については、現地調達と輸入の場合のそれぞれに必要な手続きを調査する。
- エ) プロジェクトに関連するローカルコントラクターの能力を調査する。また、無収水管理機材を据付する際に道路掘削・埋戻し等の土木工事が発生する可能性がある点に留意する。

(9) 相手国負担事項の確認

- ア) 我が国無償資金協力制度を踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。
- イ) 相手国側負担事項（資機材保管用地の確保、機材設置に係る各種許可手続き、機材運転・維持管理費用の確保、公租公課の免税手続き、通関手続き等）のプロセス、実施時期・所要期間・費用、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- ウ) 上記調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施時期や予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、同情報は、詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(10) 税金情報の収集・整理

- ア) 無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、各税目について、当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。
- イ) 対象となる税目は以下のとおり。
 - ① 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - ② 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - ③ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - ④ 付加価値税（VAT等）
 - ⑤ その他当該事業実施において関係する主要税目
- ウ) 免税情報は、現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA マラウイ事務所と協議し、同事務所が有する情報の確認と情報の更新について合意する。調査結果は、所定の様式（免税情報シート）にまとめて調査報告書に添付するとともに、JICA マラ

ウイ事務所へ報告する。

(1 1) 効果指標

プロジェクト効果を適切に把握するための指標とその基準値、及び、モニタリング手法を検討する。

(1 2) 過去の類似案件及び他開発パートナーの協力動向調査

他の開発パートナー等による過去および実施中の類似案件の内容及び教訓を調査した上で、それら知見を最大限活用する。

(1 3) 現地調査内容の整理

第二次現地調査での調査内容について整理し、JICA に事前共有した上で、マラウイ政府関係者とテクニカルノートとして調査事実について確認する。

【国内解析】

(1 4) 現地調査結果概要の作成・説明

帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

(1 5) プロジェクト内容の計画策定

帰国後 20 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえて、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。検討内容は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月）の記載内容を満たすものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対してその内容を説明し、確認を取ることとする。

計画策定には、最低限以下の項目を含めるものとする。

- ア) 既存機材の評価（法的耐用年数、設置年、使用年数、運用状況、劣化状況等）
- イ) 実施機関による各種計画（施設・機材更新計画、同運用計画等）
- ウ) 基本計画（機材等の仕様・数量）

現地調査結果を踏まえ、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。基本計画は、各種技術基準、既存施設・機材の状況、各種計画、設置位置周辺の状況（アクセス、既存インフラ）等の諸条件及びそれらにかかる対応（設計）方針を整理の上、作成する。

エ) 調達計画

- a) 調達方針
- b) 調達上の留意事項
- c) 調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- d) 調達監理計画
- e) 品質管理計画

- f) 資機材等調達計画（搬入経路、現場での資材管理方法等を含む）
- オ) 据付方法（据付に伴う道路掘削・埋戻し等の付帯工事を含む）
- カ) 実施工程（資機材調達・据付に要する期間等を考慮）
- キ) 初期操作指導計画、運用指導計画
- ク) ソフトコンポーネント計画（必要な場合）

(16) 運転・維持管理計画

実施機関の組織、財務、人員、技術的能力等について、過去、現状及び将来の動向を分析した上で、プロジェクトで調達する機材が適切に運転・維持管理されるとともに、その活用状況及び定量的効果指標が適切にモニタリングされるための計画を作成する。その上で、必要な場合には支援策を検討し、ソフトコンポーネント計画としてとりまとめる。ソフトコンポーネント計画は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」（最新版を JICA ウェブサイトで確認）に準拠することとする。

(17) プロジェクトの概略事業費

本プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費を、下記項目を参照して積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な積算としなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）に準拠して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

ア) 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、上記マニュアルの機材編（2016年4月）を参照する。

イ) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減を十分に検討し、その検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）に記載する様式にとりまとめる。

ウ) 事業費等のドナー比較

概略事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して、「事業費等のドナー比較資料」を作成する。記載にあたっては、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）内のサンプルを参考にする。

- a) 実施時期
- b) 事業費（総事業費及び内訳）
- c) 概略の仕様
- d) 入札方法
- e) 契約条件（支払い条件（履行保障の有無等）等）
- f) 調達・施工監理方法（品質管理、工程管理等）

エ) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、JICA がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- a) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率、外貨建て比率等）
- b) 事業実施段階における設計内容変更にかかるリスク
- c) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- d) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- e) 治安状況にかかるリスク

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に、事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法についても検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(20) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、定量的効果と定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標値を設定するとともに、そのモニタリング方法も検討する。

(21) 気候変動の緩和策・適応策としての効果の確認

プロジェクトを通じて、水資源開発の促進や無収水率を低減することは、気候変動の影響下においても生活用水を安定的に供給することにつながり、気候変動の適応策または緩和策に資する可能性がある。このため、JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）を参考にして、プロジェクトによる適応策または緩和策に係る効果を確認する。

(22) 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献度

本プロジェクトが、SDGs（特にターゲット 6.1 及び 6.4）にどのように貢献できるのかをできる限り定量的に検討する。

(23) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

【準備調査報告書（案）説明調査】

(24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をマラウイ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、プロジェクト実施における先方負担事項、維持管理体制等、プロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

【国内整理】

（２５）成果品等の作成

マラウイ政府側に対する準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書、概要資料等を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料等は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（８）から（１１）を最終成果品とする。

	成果品名	提出時期等	部数
（１）	業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 1 部
（２）	インセプション・レポート	現地派遣 7 日前	英語 1 部
（３）	現地調査結果概要	帰国後 10 日以内	和文 1 部
（４）	準備調査報告書（案）	報告書案説明調査 2 週間前	和文 1 部、英語 1 部
（５）	概要資料	2017 年 12 月上旬	和文 1 部
（６）	概略事業費（無償）積算内訳書	報告書案説明調査後 1 ヶ月以内	和文 2 部
（７）	機材仕様書	報告書案説明調査後 1 ヶ月以内	和文 2 部、英語 2 部
（８）	準備調査報告書	最終成果品提出期限	和文（製本版） 8 部及び CD-R 2 枚 英語（製本版） 21 部及び CD-R 3 枚 和文（簡易製本版：先行公表用） 3 部及び CD-R 1 枚
（９）	デジタル画像集	最終成果品提出期限	CD-R 1 枚 （デジタル画像 50 枚程度。機材設置周辺の画像のみならず、水利用状況が分かる画像も含めること）
（１０）	プロジェクト進捗報告書 (Project Monitoring Report)	最終成果品提出期限	準備調査報告書に含めること

	の初版		
(11)	免税情報シート	最終成果品提出期限	和文1部、英語1部

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) 「概略事業費(無償)積算内訳書」については、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」及び同マニュアル補完編・機材編(2016年4月)を、その他の成果品については、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月)に準拠することとする。
- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公表用簡易製本版)を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- 注5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また英語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成すると共に、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

8. その他提出物

(1) 議事録等

現地調査時に、マラウイ政府関係者との間で重要な協議や事実確認等を行う場合には、事前に内容をJICAに共有するとともに、協議結果をJICAに速やかに報告する。

JICAが開催する各種会議について、議題、出席者、協議内容等を会議記録としてとりまとめてJICAに提出する。

(2) その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年7月中旬より国内事前準備を開始し、7月中旬から8月中旬にかけて現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、JICAによる積算審査を経て、11月中旬から下旬頃に準備調査報告書（案）説明調査を行う。2018年2月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、工程管理に当たっては、JICAによる積算審査には通常2ヵ月程度要することに留意する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案すること。なお、業務従事者の格付について、業務指示書に記載された目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(1) 業務量の目途：

全体： 約 14.8M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／水道計画（2号）（評価対象予定者）
- 2) 無収水管理（3号）（評価対象予定者）
- 3) 地下水開発（3号）（評価対象予定者）
- 4) 機材計画・維持管理
- 5) 調達計画／積算

3. 参考資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ マラウイ国 水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト最終報告書 要約
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000019066.html>
- ・ Project for national water resources master plan in the Republic of Malawi : final report (Vol.1～Vol.4)
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000019067.html>
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000019068.html>
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000019069.html>
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000019070.html>
- ・ マラウイ国 リロングウェ市都市計画マスタープラン調査最終報告書 和文要約
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000253881.html>
- ・ The study on urban development master plan for Lilongwe in the Republic of Malawi final report : summary
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000253882.html>
- ・ The study on urban development master plan for Lilongwe in the Republic of Malawi final report : main text
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000253883.html>
- ・ マラウイ共和国 中西部地方給水整備計画準備調査報告書
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000001833.html>
- ・ マラウイ共和国 地下水開発計画準備調査報告書
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000255376.html>

4. 再委託

再委託を行うことが適当と考えられる調査については、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

5. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査

- 1) 団員構成：総括、地下水開発、及び計画管理
- 2) 調査期間：2017年7月中旬頃の約10日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

(2) 準備調査報告書(案)説明

- 1) 団員構成：総括及び計画管理
- 2) 調査期間：2017年11月下旬頃の約10日間
- 3) 目的：準備調査報告書(案)について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の JICA 団員への同行

JICA 団員の現地調査中、原則として業務主任は同調査に同行することとするが、その他の団員は、業務の効率を考慮して別行動とすることを妨げない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA マラウイ事務所、在マラウイ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方

にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 11 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

マラウイ国免税情報シート

更新日：●年●月●日

(1) 企業の所得に課される税金 (法人税など)

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】
【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】
【備考】

備考：一般的には施設建設案件において法人税の免税手続きが必要となる。

(2) 企業の従業員の所得に課される税金 (個人所得税など)

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】
【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】
【備考】

備考：一般的には施設建設案件において個人所得税の免税手続きが必要となる。

(3) 付加価値税 (VAT)

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】
【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】
【備考】

備考：事前免税方式か事後還付方式かについて正確に記載すること。VATの免税/還付申請のために、当該国で法人登録や税務監査の受入れなどが必要になり、追加コストが必要となる場合もあるため、これら手続きやコストについても記載する。

(4) 資機材の輸入及び再輸出の際に課される税金や手数料

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】
【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】
【備考】

備考：事前に免税証明書等が発行され、通関時に免税が確保される方式と、通関後の事後申請により還付される方式とがありえるため明確に記載すること。

(5) その他、優先的に免税を確保すべき税目

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】
【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】
【備考】

以下、JICA 内部情報 (非公開)

在外事務所の担当者 (部署、名前、連絡先) :

更新履歴 : (更新日、更新者、更新内容)

Tax exemption procedure in (Malawi)

Date of update: day, month, 2017,

(1) Fiscal levies and taxes with respect to the corporate income (Corporate tax)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(2) Fiscal levies and taxes on their personal income (Personal income tax)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(3) Value added tax (VAT)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(4) Duties and related fiscal charges with respect to the import and/or re-export of materials and equipment (Customs)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(5) Other taxes

A. Tax Basic Information (name, parentage, how to calculate)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

Followings are JICA internal use ONLY

Person in charge in JICA office (Name, Name of the office, E-mail)

Update history information (Date, Name, updated contents)

以上